（参考）遺産分割協議書の記載例

遺産分割協議書の書式は特に定まっているわけではありませんが、参考のために一つの記載例を示せば、次のとおりです。

（注）1　相続人のうちに未成年者がいる場合には、遺産の分割協議に当たって、家庭裁判所においてその未成年者の特別代理人の選任を受けなければならない場合があります。

2　遺産分割協議書に押印する印は、その人の住所地の市区町村長の印鑑証明を受けた印を使用してください。

遺産分割協議書

被相続人朝日太郎（平成二十三年一月二十八日死亡　住所　武蔵野市南北町四丁目八番地）の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

一　相続人朝日花子が取得する財産

(1)　武蔵野市南北町四丁目八番
　宅地　参百弐拾八平方メートル
(2)　右同所同番地　家屋番号八番
　木造瓦葺平屋建　居宅　床面積九拾九平方メートル
(3)　右居宅内にある家財一式
(4)　○○電力株式会社の株式　壱千株
(5)　株式会社○○製作所の株式　壱千五百株
(6)　……

二　相続人朝日一郎が取得する財産

(1)　株式会社朝日商店の株式　四万五千株
(2)　○○銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金
　壱口　八百万円
(3)　……

三　相続人朝日次郎が取得する財産

(1)　株式会社朝日商店の株式　四万株
(2)　○○信託銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金　壱口　参百五拾万円
(3)　洋画○○作「風景」ほか四点
(4)　……

四　相続人夏野春子が取得する財産

(1)　国分寺市東西町五丁目六番
　宅地　八拾九平方メートル
(2)　○○社債　券面額　六百万円
(3)　現金　七拾万円
(4)　……

五　相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する

○○銀行○○支店からの借入金

右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。

平成二十三年五月十四日

武蔵野市南北町四丁目八番地
相続人　朝日花子　印

武蔵野市南北町四丁目八番地
相続人　朝日一郎　印

武蔵野市南北町四丁目八番地
相続人　朝日次郎　印

三鷹市上下弐丁目五番地
朝日次郎の特別代理人　山野太郎　印

国分寺市東西町五丁目六番地
相続人　夏野春子　印